

官報 号外 昭和四十一年四月九日

○第四十八回 衆議院会議録 第三十号

昭和四十一年四月九日(金曜日)

議事日程 第二十八号

昭和四十一年四月九日

午後二時開議

第一臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出)

○本日の会議に付した案件

オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、参議院回付)

日程第一臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(三木武夫君外十一名提出)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

附則 (施行期日)
(修正に係る条文を掲げては修正)

衆議院議長 舟田 中殿

(修正に係る条文を掲げては修正)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第五条 青少年総合センターは、設立の登記をする。

ることによつて成立する。

(通過規定)

第六条 青少年総合センターの最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十日に終わるものとする。

(通過規定)

第七条 政府は、昭和四十一年三月三十一日までの間に、第四条第一項の規定により青少年総合センターに出資するときは、金錢以外の財産を出資の目的とすることができる。(登録税の非課税)

第八条 青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記については、登録税を課さない。(不動産取得税の非課税)

第九条 都道府県は、青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び附則第七条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すことができない。(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国立教育会館」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を、「国立教育会館法」の下に「オリンピック記念青少年総合センター法」を加える。

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条 法人税法(昭和四十一年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のようになる。

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第号)

第十六条 法人税法(昭和四十一年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のようになる。

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第号)

第十七条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ二中「又ハ国立教育会館」

を「国立教育会館又ハオリンピック記念青少年総合センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

第三百四十八条第二項第十八号の次に次の二号を加える。

第十四条の二 オリンピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「日本中小企業指導センター」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十八条 法人税法(昭和四十一年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のようになる。

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第号)

第十九条 法人税法(昭和四十一年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のようになる。

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第号)

第二十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条 本件の參議院の修正に同意の諸君の起立を求める。

○議長(舟田中君) 採決いたします。

本件の參議院の修正に同意の諸君の起立を求める。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、參議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、日程第二、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年一月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第二項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

第九十四条第四項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

附 则

この法律は、公布の日より施行し、改正後の第五十三条の二第二項及び第九十四条第四項の規定は、昭和四十一年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

理由

家屋等について生じてゐる鉱害の復旧を促進するため、家屋等の復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額の算定の基礎を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。第一条中「鉱害の賠償を担保し、及び」を「鉱害について、その賠償を担保し、並びにその賠償及びその防止のための措置を」に、「被害者」を「被害者等」に改める。

第四条第一項中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。第五条第一項中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第十二条中「及び促進する」を「並びに鉱害の賠償及び鉱害の防止のための措置を促進する」に、「及び鉱害の賠償」を「並びに鉱害の賠償及び鉱害の防止のための措置」に改める。

第十七条中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第二十条に次の二項を加える。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第三十条中第四号を第五号とし、同条第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

三 鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

第三十一条第一項中「又は第二号」を「第一号又は第三号」に改める。

第三十三条中「第二号」の下に「又は第三号」を加える。

附 则

この法律は、公布の日より施行し、改正後の第五十三条の二第二項及び第九十四条第四項の規定は、昭和四十一年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

理由

家屋等について生じてゐる鉱害の復旧を促進するため、家屋等の復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額の算定の基礎を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「鉱害賠償基金債券」を「鉱害基金債券」に改める。

第五十四条中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第六号の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第七条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第二条 改正前の第十二条の規定により設置された鉱害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する鉱害基金となるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(鉱害基金の設立等)

第二条 改正前の第十二条の規定により設置された鉱害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する鉱害基金となるものとする。

(施行期日)

第二条 改正前の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて鉱害賠償基金に対しても処分又は処分又は同法の規定によつて鉱害基金がした手続を続その他の行為とみなす。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に鉱害基金といふ名称を用いてゐる者について、改正後の第十一条に用しない。

七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第七条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第二条 改正前の第十二条の規定により設置された鉱害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する鉱害基金となるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(鉱害基金の設立等)

第二条 改正前の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて鉱害賠償基金に対しても処分又は処分又は同法の規定によつて鉱害基金がした手続を続その他の行為とみなす。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に鉱害基金といふ名称を用いてゐる者について、改正後の第十一条に用しない。

七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

○藏内修治君 大切な議題となりました臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案外一件について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

石炭鉱害の復旧については、臨時石炭鉱害復旧法並びに石炭鉱害賠償担保等臨時措置法により大きな効果をあげてまいりましたが、いまなお累積鉱害が多數残存し、また、将来発生鉱害も相当量予想されております。

両案は、このよくな石炭鉱害の急速かつ円滑な復旧の促進等をはかるため、所要の改正を行なわんとするものであります。

両案のおもな内容を申し上げますと、臨時石炭

鉱害復旧法の一部を改正する法律案は、家屋等の復旧工事にかかる国及び県の補助率を、現行二分の一から百分の六十五に引き上げること、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案は、鉱害賠償基金の名称を鉱害基金に改め、新たに鉱害防止資金の貸し付け業務を行なうこと等であります。

両案は、去る二月十一日本委員会に付託され、二月十七日櫻内通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人を招致する等、慎重審議を重ねたのであります。その詳細は会議録により御承知おきを願いたいと存じます。

かくて、四月八日、委員会において採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

●議長(船田中君) 日程第三、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出)

右の議案を提出する。
昭和四十年四月一日

提出者

三木 武夫	周東 英雄
佐々木秀世	鈴木 善幸
成田 知巳	井手 以誠
山本 幸一	山中 露史
西村 築一	山中 露史
今澄 勇	山下 葉二

公職選挙法の一部を改正する法律案

賛成者
相川 勝六 外四百九名

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧)」を「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧等)」に、「第二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(同時選挙の場合の補充選挙人名簿)」に改める。

第二十六条第一項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に、「登録の申請又は」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」に改め、同条第三項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に改め、「達しなくとも」の下に「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」を加え、「申出により」を「申出をしたことにより」に改め、同条第四項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の現に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第二項の規定による補充選挙人名簿の登録の申出をしようとする者は、当該市町村の選挙管理委員会に対し、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はこれらの抄本の閲覧を求めることができる。

第二十七条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ補充選挙人名簿の縦覧の場所を告示しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条第二項(補充選挙人名簿の登録の申出)の規定による登録の申出及び同条第六項(選挙人名簿の閲覧)の規定による閲覧の請求は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十三条の二の改正規定は、昭和四十一年五月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法第二百四十四条の二及び第二百一条の十二の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

第二百二十二条の見出しを「同時選挙の場合の補充選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百十九条(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行なう場合には、補充選挙人名簿については、選挙の期日がさきに告示された選挙につき調製された補充選挙人名簿によるものとする。

施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については、施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、都道府県知事の選挙については、施行日から起算して一月を経過した日から適用する。

施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された衆議院議員の通常選挙以後はじめて行なわれる衆議院議員の通常選挙を告示された衆議院議員の選挙及び施行日から起算して一月を経過した日の前日までにその選挙の期日を告示された都道府県知事の選挙については、なおこの法律による改正前の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十三条の二の規定を除く)の例による。

(補充選挙人名簿に関する経過措置)

第三条 昭和四十年四月三十日までにその選挙の期日を公示又は告示された選挙については、この法律による改正後の公職選挙法第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十三条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十三条の規定による改正前の公職選挙法の規定による改正後の公職選挙法第二十六条、第二十七条及び第二百二十二条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の公職選挙法の規定による改正後の公職選挙法の規定による改正後の公職選挙法第二十二条の規定にかかるわらず、昭和四十年五月一日以後においても、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の適用前にした行為及び附則第二条の規定によりこの法律による改正前の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十三条の二の規定を除く)の例により行なわれる選挙に関するこの法律の適用後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十七条第三項中「調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法等は、政令で定めるところにより」を「調製の期間並びに縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間等は」に改める。

理由
補充選挙人名簿の登録手続等の合理化を図るとともに、連呼行為ができる時間の統一を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長中村庸一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中村庸一郎君登壇〕

○中村庸一郎君 大だいま議題となりました三木武夫君外十一名提出の公職選挙法の一部が改正される、衆議院議員選挙または参議院議員選挙につきましては、それぞれ次の経過並びに結果を御報告申し上げます。
御承知のとおり、昨年七月公職選挙法の一部が改正され、衆議院議員選挙または参議院議員選挙につきましては、それぞれ次の経過並びに結果を遅延から実施することとされたのであります。本案は、さらに制度面及び運用面について改正を行なおうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、補充選挙人名簿の登録手続及び調整手続の合理化をはかるため、補充選挙人名簿は選挙期日の公示または告示後に登録の申請ができる制度を廃止することといたしておられます。また、登録の申し出をするにあたり、必要がある場合には、現に効力を有する選挙人名簿またはその抄本の閲覧を求めることができる」といたしておられ、登録の公示または告示後に登録の申請ができる制度を廃止することといたしておられます。また、登録の申し出をするにあたり、必要がある場合には、現に効力を有する選挙人名簿またはその抄本の閲覧を求めることがあります。

第二は、運行中または停止中の選挙運動用自動車、または船舶の上における選挙運動のための連呼行為のできる時間が、衆議院議員選挙及び知事選挙の場合と參議院議員選挙の場合とで相違して選挙管理委員会の職員の勤務時間内にしなければならないものといたしております。

第三は、選挙運動用自動車、または船舶の上における選挙運動のための連呼行為のできる時間が、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の場合とで相違して選挙管理委員会の職員の勤務時間内にしなければならないものといたしております。

後八時までの間に限ることといたしております。また、確認団体が政治活動のために行なう連呼行為ができる時間についても、前の場合と同趣旨の改正をいたすことといたします。

以上が、本案のおもな内容であります。

本案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案によるものであります。去る四月三日本委員会に付託され、四月六日提出者の鈴木善幸君より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を進め、昨八日、採決の結果、全会一致をもつて原案のことおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 採決いたしました。本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 採決いたしました。

〔内閣提出〕の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。労働大臣石田博英君。

〔國務大臣石田博英君登壇〕

○國務大臣(石田博英君) 趣旨の説明を申し上げます前に、一言发言をいたしたいと存じます。

本日午前六時三十分ごろ、日鉄鉄業伊王島鉱業所でガス爆発が起り、現在までに七名の死亡が確認され、なお十七名について救出作業が続行されています。労働省といしましては、直ちに現地の長崎労働基準局長以下係官を現地に派遣いたしましたところにも、三池医療委員会の専門医の派遣、その他緊急医療対策を進めておりますが、三井三池、北炭夕張の事故に引き続き、またまたこのような事故の発生を見ましたことは、きわめて遺憾にたております。

労働省といしましては、直ちに現地の長崎労働基準局長以下係官を現地に派遣いたしましたところにも、三池医療委員会の専門医の派遣、その他緊急医療対策を進めておりますが、三井三池、北炭夕張の事故に引き続き、またまたこのような事故の発生を見ましたことは、きわめて遺憾にた

す。労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度は、昭和二十二年に創設されて以来、労働災害をこうむった労働者及びその遺族に対し灾害補償を行ない、あわせて労働者の福祉に必要な施設を行なうことによって、労働者及びその遺族の保護に力を尽くしてまいりました。

しかししながら、従業員五人未満の零細事業や商業、サービス業などの任意適用事業に働く労働者等で、今まで労災保険の保護の外にある者も決して少くない現状であり、最近における社会経済情勢の変化により、これらの労働者の保護をはかるため、労災保険の適用の拡大が強く望まれるに至っております。

また、労働災害をこうむった労働者及びその家族に対して、必要な期間、必要な補償を行なうところを見地から、障害者と遺族に対する保険給付については、原則として年金制を採用し、これによつてその生活の安定をはかるとともに、労災医療及びリハビリテーション施設の充実と相まってそその社会復帰に資することが必要であると考えるのであります。このことについては、去る昭和三十五年における労災保険法の改正の際ににおいても、衆議院及び参議院の附帯決議におきまして、遺族年金制の採用等について要望されたところであります。

さらに、労災保険法施行十数年の経験及び最近の諸情勢に従事して、保険給付、保険制度及びその運営につきまして、なお改善すべき点かしばしば指摘されているのであります。特に、労災保険の適用範囲がますます拡大されようとする事態に対応するため、改定をいたしました。

以下、この区分に従つて、法律案のおもな内容を御説明申し上げます。

第一に、改正法案第一条の規定による改正のうち、適用範囲につきましては、強制適用事業の範囲について、従来のもののはか政令で定めるものに加えて漸次拡大をはかることとするとともに、

主等の負担を軽減するとともに、保険者たる政府の保険運営を能率的にすることが強く要請されており、このためにも、施設の充実、運用の改善と並んで、現行法令の整備が必要であると考えるのであります。

政府におきましては、これらの問題を含めて労災保険制度の全般にわたって検討を進めてきたのであります。同時に、労災保険審議会においても、労災保険制度の問題点について調査研究が行なわれ、昭和三十八年十月にその結果を労働大臣に報告されたのであります。

このよろずな諸事情を考慮し、政府といたしましては、昭和三十八年十二月に、労災保険審議会に對し、労災保険制度の改善につき諮詢をいたしました。昨年七月、法改正の方向に関する答申を得たのであります。この答申に基づき、労災保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。本年一月、右要綱案に若干の修正を加えあります。この答申に基づき、労災保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。本年七月、法改正の方向に関する答申を得たのであります。この答申に基づき、労災保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。本年一月、右要綱案に若干の修正を加えあります。この答申に基づき、労災保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。

以上の如き、本年七月、法改正の方向に関する答申を得たのであります。この答申に基づき、労災保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。本年七月、法改正の方向に関する答申を得たのであります。この答申に基づき、労災保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。

従業員五人未満の零細事業所等へのいわゆる全額適用については、二年以内に成果を得ることを目指途として調査研究を行ない、その結果に基づいてすみやかに必要な措置を講ずることといたしております。

次に、保険給付につきましては、給付基礎日額の算定にあたって、平均賃金を用いることが不適当な場合には、労働大臣が別途これを定めることとして、特殊事情によって賃金額が不当に低くなる場合等における救済をはかることが必要となります。また、療養補償については、従来給付の対象としなかつた少額の療養費をも支給することとなるとともに、休業補償についても、待定期間を三日間とするように改めております。

さらに、事業主の責めに帰すべき場合の支給制限についても、労働者の責めに帰すべき場合による支給制限を廃止し、その場合にも労働者には保険給付をし、事業主からはその費用の全部または一部を徴収することができるとともに、

労働者の責めに帰すべき場合の支給制限についての規定を整備することといたしております。

この事務の簡素化、合理化をはかつております。

第二に、改正法案第二条の規定による改正のうち、労災保険事務組合につきましては、失業保険事務組合の例にならって、中小企業等協同組合その他の事業主団体が、その構成員である事業主の委託を受けて、事業主の行なうべき労災保険事務を一定の条件のもとに代行することを認めることがあります。他の事業主団体が、その構成員である事業主の保険事務の負担軽減をはかつております。

次に、大工、左官等のいわゆる一人親方、自営農民、小規模事業主及びこれらの者の家族従業者等、労働者と同様な状態のものと働き、同様な事務災害をこうむる危険にさらされている人々についても、申請に基づき、「一定の条件のもとに、特別に労災保険に加入することを認め、保険給付を受けることができるよう」に、特別加入の制度を創設することといたしております。

第三に、改正法案第三条の規定による改正のうち、保険給付の年金化につきましては、まず、障

害補償の年金の範囲を大幅に拡大することといたしました。すなわち、従来は障害等級第一級から第三級までの重度障害者にのみ年金を支給していましたのを改め、第一級から第七級までについて年金を支給することとし、身体障害者が必要とする期間必要な補償を行なうこととしております。

次に、従来一時金であった遺族補償は、原則として年金とし、一定の範囲の遺族に対し給付基礎年額の三〇%ないし五〇%の額の年の年金を支給することとし、もつて遺族の保護の徹底をはかつております。なお、年金を受けることができる遺族がない場合には、給付基礎日額の四百日分の一時金をその他の遺族に支給することといたしております。

また、長期傷病者に対する補償につきましては、従来の複雑な体系を改め、その内容を従来のよしな通院及び入院の区別を廃止して、一律に療養の給付を行ない、かつ、給付基礎年額の六〇%の年金を支給することとしております。また、厚生年金保険等の年金と労災保険の年金とが併給される場合の調整につきましては、厚生年金等の六年間併給停止の制度を廃止し、当初から厚生年金等は全額を支給するとともに、労災保険の年金についても、従来の方式に準じ厚生年金等の一定率相当分を減じて併給することといたしております。

以上のほか、本改正案においては、労災保険事業に要する費用に対する国庫補助等につき所要の規定を設けるとともに、その附則において、以上の改正に伴う経過措置、制度の切りかえに伴う暫定措置及び関係諸法律の条文につき所要の整備をいたしております。

以上が、労働者災害補償保険法の一部改正案の趣旨でございます。(拍手)

八木昇君 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出) の趣旨説明に対する質疑 ○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。八木昇君。

〔八木昇君登壇〕

私は、日本社会党を代表いたしまし

て、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質疑をいたそろとするとも

のでござります。(拍手)

近年、労働災害件数が著しく増加し、しかも、

その内容がますます大規模化しつつあることは御承知のことあります。

したがつて、私の質問の第一点は、産業災害の防止に関するものでございます。

昨年の通常国会において、労働災害防止協会法が提案されました際に、わが党は、当時の黒金官房長官を通じ、内閣より五項目の確約を得たのであります。それから一年を経過いたしましたが、私は特に次の二項目についてお伺いをいたします。

すなわち、総理府に設置されている産業災害防止対策審議会についてはこれを充実強化し、産業災害の予防と対策についての全般的方策を樹立する

が、私は特に次の二項目についてお伺いをいたすのであります。

事故が起ころるのあります。また、けさほどは、またまた長崎の日鉄伊王島炭鉱において爆発が起り、聞くところによりますと、現在二十名の労働者が行くと不明と伝えられております。この件につきましてはあらためて質問することになります。

第三級までの重度障害者にのみ年金を支給していくのを改め、第一級から第七級までについて年金

を支給することとし、身体障害者が必要とする期間必要な補償を行なうこととしております。

次に、従来一時金であった遺族補償は、原則とし

て年金とし、一定の範囲の遺族に対し給付基礎年

額の三〇%ないし五〇%の額の年の年金を支給するこ

ととし、もつて遺族の保護の徹底をはかつております。

ます。なお、年金を受けることができる遺族がな

い場合には、給付基礎日額の四百日分の一時金

をその他の遺族に支給することといたしております。

また、長期傷病者に対する補償につきましては、

従来の複雑な体系を改め、その内容を従来のよしな通院及び入院の区別を廃止して、一律に療

養の給付を行ない、かつ、給付基礎年額の六〇%の年金を支給することとしております。また、厚生年金保険等の年金と労災保険の年金とが併給さ

れる場合の調整につきましては、厚生年金等の六年間併給停止の制度を廃止し、当初から厚生年金等は全額を支給するとともに、労災保険の年金に

ついては、従来の方式に準じ厚生年金等の一定率相当分を減じて併給することといたしております。

以上のほか、本改正案においては、労災保険事業に要する費用に対する国庫補助等につき所要の規

定を設けるとともに、その附則において、以上の

改正に伴う経過措置、制度の切りかえに伴う暫定

措置及び関係諸法律の条文につき所要の整備をい

たしております。

以上が、労働者災害補償保険法の一部改正案の趣旨でございます。(拍手)

私は、日本社会党を代表いたしまし

ては、たいてむずかしい問題もないのです。改定案は、この際即時全面適用に踏み切るべきでござります。この点いかにお考へであるか、總理並びに大臣よりお答へいたきたいのであります。(拍手)

第二は、給付の水準についてであります。労災保険のみならず、日本における社会保障制度は、その給付水準が国力に比較してあまりにも低過ぎるという点についてでございます。たとえば、本改正案の遺族補償年金は、その最高限度を本人が死亡前にもらっていた平均賃金の百分の五十に押上げておるのであります。これは答申の線である〇百二号条約の最低基準よりも低いと思ひであります。しかも、ILO加盟諸国では、賃金水準そのものがきわめて高く、他の社会保障制度が完備しておることとあわせ考えます場合に、これはあまりにも低過ぎるのであります。どうして政府は答申の線すらものむことができなかつたのか、近い将来改善する意思があるのか、労働大臣のお答えをいただきたいと思うのであります。(拍手)

第三は、スライド制についてであります。給付はすべて賃金水準の変動に応じてスライドするのが合理的であることは、理論的にも実際的にもこれが議論の余地はございません。しかし、本改正案では、賃金水準が二〇%以上変動した場合には

は答申の線すらものむことができなかつたのか、近い将来改善する意思があるのか、労働大臣のお

答えをいただきたいと思うのであります。(拍手)

第四は、中小規模事業主、農民、一人親方などの特別加入を認めたことについてであります。私はこのこと自体はけつこうしたことだと思うのであります。それよりも、まずもつてすべての労働者に対する全面適用のはうがむしろ先決であると思ひであります。それはさておくといたしまして、農業における業務上の災害の範囲はどのように定めるのか。伝えられるように、動力機械使用の業務に限るということにした場合、農民は保険

料の掛け損になるおそれはないか。また逆に、災害の範囲を広げた場合は、給付額がむやみに増大しまして、他の強制適用者の保険料分を食うといふことになるのでござります。一人親方や農民につきましては、これを別ワクとして国が財政援助をするということが必要ではないか、労働大臣、大臣より御答弁を願いたいのであります。

(拍手)

第五は、給付の年金化についてであります。從来の一時金制度を大幅に年金制度に切りかえること自体はよいのですが、ただ、この制度実施に伴つて、経済変動に対する対策が不十分なため、一時金制度よりもむしろ実質的に悪くなるというおそれ、あるいは保険財政を理由に給付の頭打ちをさせるおそれなどがござります。年金制への切りかえによって、当分の間は支出が激減し、労災保険会計は積み立て金がふえますが、将来は幾何級数的に支出がふえまいります。将来各会社の使用者側から、給付の制限や、労働者に保険料の一部を負担させようなどといふような筋違いの要求が出てまいりまして、政府が動搖するというおそれがあるのでござります。この際、この点についてのはつきりした態度を労働大臣より表明せられたいのであります。

第六は、業務上外の認定の問題と、いわゆる通勤途上の災害問題についてであります。近年の状況、すなわち、中小工場の密集地帯やコンビナートの増加、交通量の増加、新しい化学産業の開発等に対応できるような新しい認定の方式がこの際確立される必要がござります。また、通勤途上の災害は近年特にふえておるのでございまして、この機会に欧米にならつて適用すべきであります。これららの点と将来への見通しについて労働大臣より答弁せられたい。(拍手)

最後に、職業病についてお伺いいたします。産業の高度化、近代化に伴い、職業病の問題はますます重要となつてきております。私は、この際、現行法を再検討し、労災法上、その範囲、取り扱い条件について明らかにすべきであると考えるのであります。少なくとも答申にあるとおりに、じん肺は管理区分一より補償の対象とすべきであります。腰痛、キーパンチャ一及びこれに準ずる障

害については、補償条件を明らかにすべきであります。その他、有毒ガス、薬物、高温多湿等による機能障害や疾病についても規定すべきであります。

特に、あの三池大災害は、直接爆発によつて死

亡した人はわずか二十名でございまして、残りの千百名に及ぶ被災者はすべて一酸化炭素によつては、社会復帰が永久にできないのはもちろん、やられたものです。CO中毒は、記憶喪失、知能低下等のおそろい後遺症を伴うものであることは皆さん御承知のとおりでございまして、人によつては、一生廢人となるのであります。特にCO中毒について、特別法を制定するか、しからずんば労災法の中に明確に項目を設けるべきであると思うのですが、これは労働大臣よりお答へいたきたいのでございま

す。

次に、社会保険のいわゆる全面適用の問題でござります。この点につきましては省略いたしましたが、かように私は確信いたしております。

そこで、かように私は確信いたしております。この点につきましては、特別法を制定するか、しからずんば労災法の改められることだと想ひます。この種の災害等に對する対策に必ず資するよくなりっぱな資料を得ることができます。この関連におきましていろいろ研究が進められておるのでござります。この種の災害等のあります。この点はできれば総理より、具体的には労働者及び設備、施設等の災害を防止しよう、その防止対策を立てよう、こういうことで審議、研究を続けておるのでござりますが、ただいまお話をあります。あるいは交通事故、またその他の公害等も、その関連におきましては、他の公害等も、その関連におきましては、いろいろ研究が進められることだと想ひます。この種の災害等に對する対策に必ず資するよくなりっぱな資料を得ることができます。この点はできれば総理より、具体的には労働大臣よりお答へいたきたいのでございま

て、専門的な調査の方向に取り組むようになつております。

同審議会は、申すまでもなく、産業活動に伴う

労働者及び設備、施設等の災害を防止しよう、その防止対策を立てよう、こういうことで審議、研究を続けておるのでござりますが、ただいまお話を

あります。この種の災害等に對する対策に必ず資するよくなりっぱな資料を得ることができます。この点はできれば総理より、具体的には労働大臣よりお答へいたきたいのでございま

す。

次に、社会保険のいわゆる全面適用の問題でござります。この点につきましては、特別法を制定するか、しからずんば労災法

あります。この点はできれば総理より、具体的には労働大臣よりお答へいたきたいのでございま

す。

次に、内閣総理大臣佐藤榮作君登壇

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答弁に先立ちまして、一言發言を許していただきたいと思います。

先般の夕張炭鉱事故に引き続きまして、本日また伊王島に災害が起きました。まことに残念であります。さつそく現地に係官を派遣いたしましたが、対策を講ずることにいたしております。不幸にして災害をこうむられ、その犠牲者となられた方

に對しまして衷心より哀悼の意を表すとともに、今後再びかかる事故の発生しないよう、徹底的に原因を究明して、十分な対策を講じてまい

る所存であります。

次に、お答へをいたします。

産業災害防止対策審議会、これは昨年の十月に発足いたしまして以来、真剣に審議を重ねておりました。その審議活動の状況はすでに御承知のことだと思います。ただいま整理の段階に入りました

がございました。

○國務大臣(田中角榮君) 第一の問題は、保険給付額のスライド制につきまして、賃金水準が一〇%上下の場合行なうべきであるという問題でござりますが、現行の労災補償保険法では、賃金水準の二〇%以上の変動に基づいて給付額の改定を行なうということになつておるわけでござります。

この二〇%というものは、労働基準法における休業補償の問題と同趣旨のものでござります。しか

し、このところ賃金水準の顕著な上昇等もありま

すので、最近おおむね二年ないし三年で給付額の改定が行なわれておりますので、受給者の生活水

す。
年金額改定の基準につきましては、種々の案があることは御承知のとおりでございます。労災保険は、労働基準法との関連も考慮することはもとよりでございますが、他の社会保障制度との関連も慎重に検討を要するわけでございます。その意味で、今回の労災補償制度の改正にあたりましては、原則として現行の制度のたてまえを継承することといたしたわけでございます。

第二の問題は、農民や一人親方等の特別加入につきまして、一般労災保険の別ワクとして国の財政支出が必要であるという御説でございます。一人親方や中小規模の事業主等の加入を認めましたことは、これらの方々が一般労務者と同様な業務災害の危険にあるということを考慮したものでありまして、特に一般労働者に対する取り扱いを越えて特別な困难補助を行なうことは妥当を欠くものだと考えておるのでございます。

第三点目の、全面適用、早期実現のための検討につきましては、総理大臣が申し上げたとおりでござります。(拍手)

〔國務大臣石田博英君登壇〕

○國務大臣(石田博英君) 災害の防止について努力をいたさなければならぬことは当然であります。政府は鋭意努力をしてまいっている過程において、政府はその筋を離れたことはあるべきでございますが、さもなくとも引き締めて、姿勢を正して努力をいたしたいと存じております。

質問の第一点の、労働者の代表を安全パトロールに採用するという、つまり安全確保の制度上の問題でござりますが、これはただいま中央労働基準審議会でその制度についての御審議を願つておるところであります。政府は指導員の予算、人員等を増加いたしまして、効果をあげるために努力いたしております。

それから適用範囲の問題は、先ほど総理大臣がお答え申し上げたとおりでございます。給付の制限が答申に六〇%あるのを五〇%にいたしましたことは、国際的な水準に比べて低過ぎるじゃないかという御質問でございますが、しかし、これは遺族補償が年金に切りかえられたこ

とによりまして、事実上從来の一倍程度が支給されることに相なるのであります。たいへん大きな意味で、今回の労災補償制度の改正にあたりましては、原則として現行の制度のたてまえを継承することといたしたわけでございます。

前進であると考えております。また、ILO百二号条約は、妻に子供二人の場合四〇%、こう規定してあるのでございまして、そのほかの規定はございません。今度の改正におきましては、家族が多くなるに従つて五〇%までを認めたのでござります。もちろん、これについて高いところもございます。たとえば、イタリアのことく、妻に對しても五〇%というところもございますけれども、他の国におきましては、妻に對して二〇%というところもございます。したがつて、今回の給付の制限は、国際的に見て特に低いとは考えておりません。

スライド制の問題については、ただいま大蔵大臣がお答えになりましたとおりであります。

それから農民、一人親方等に對して適用いたしました問題でございますが、これは元来、労災保険の運用から申しますと、いわば本来の筋を離れた、ことばはよくありませんが、一種のサービスであります。したがつて、そのサービスをする部門が、本来補償する労働者諸君に对する補償よりも高くなるということ、大きくなるということは、本来の制度上から違つてしまります。そういう観点から具体的な施策を講じてまいりたいと思つておる次第でございます。詳細はこれから農林省、農業団体そのほかと検討をいたしてまいりたいと存じておる次第でございます。

次に、年金化された場合の将来の支出増、その場合、労働者に負担をさせるようなどとはないか、こういう御質問でございますが、この支出増に対しては、その前に生じてまいります積み立て金の運用、それから、これからわれわれの努力によつて灾害を防止する、これに主力を注ぐことによって、これを処理してまいりたいと考えているのであります。労働者諸君に負担させられるような意思は全くございません。

それから通勤災害、特に交通災害をこの対象にすべきだという御議論でございますが、会社の通勤バス等によつて生じました場合は、これは從来どおり対象といたしておりますが、一般的の交通災害を使用者の責めに付し、使用者の負担による保

險で補償せるのは筋違いでありまして、これはやはりけがをさせ、あるいは障害を与えたその加害者に補償させるべきが至当であると私は考える 것입니다。

それから、職業病については、特別の補償といふようなこと、あるいは特別の立法ということとは、制度上検討を要すると思いますけれども、運営上その効果の徹底を期してまいりたいと存じておる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。午後二時五十一分散会

の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

(政務委員任命) 通商産業省貿易振興局長 渡邊彌榮司

一、昨八日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、

八日議長において承認した渡邊彌榮司を同日第

四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨八日、決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

(理事) 濑戸山三男君 (理事竹山祐太郎君去る六日委員辞任につきその補欠)

一、昨八日、決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

(常任委員辞任)

一、昨八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

出席國務大臣
内閣総理大臣 佐藤 榛作君
大蔵大臣 田中 角栄君
文部大臣 愛知 探一君
通商産業大臣 櫻内 義雄君
労働大臣 石田 博英君
自治大臣 吉武 恵市君
局長 村上 茂利君

角屋堅次郎君
堀 昌雄君
平林 剛君

法務委員
商工委員
通信委員
佐々木更三君

佐々木更三君
大村 邦夫君

佐々木更三君
大村 邦夫君

(常任委員補欠選任)

大村 邦夫君

佐々木更三君
大村 邦夫君

佐々木更三君
大村 邦夫君

(常任委員補欠選任)

大村 邦夫君

佐々木更三君
大村 邦夫君

(政府委員承認)

大石 八治君

西宮 弘君

篠田 弘作君

田中 彰治君

中島 茂喜君

坂谷 忠男君

佐藤 内閣總理大臣申出

一、昨八日、内閣から、社会保険審査会委員に輕部弥生一君及び川嶋三郎君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。

(議決通知)

一、昨八日、本院は社会保険審査会委員に輕部弥生一君及び川嶋三郎君を任命することに同意しました旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、昨八日、船田議長は、佐藤内閣總理大臣申出

